

特許法改正等を含む歳出法案に大統領が署名

2023年1月4日
JETRO NY 知的財産部
石原、福岡

2022年12月29日、1.7兆ドル（約220兆円）の規模となる2023年度の包括歳出法案（Consolidated Appropriations Act, 2023）にバイデン大統領が署名し、法律として成立した¹。同法には、特許法やリーヒ・スミス米国発明法（AIA法）を改正する「Unleashing American Innovators Act of 2022」が含まれている。特許法などの改正法の施行日は2022年12月29日としている。

改正の主な内容は以下のとおり。

① USPTOのサテライトオフィス²について

- サテライトオフィスによるアウトリーチ活動について、個人発明家、中小企業や低所得者層などの特許出願が少ない人々への活動を増加させることが規定された。
- サテライトオフィスの役割に、経済的、地理的、人種的に多様な背景を持つ特許審査官と特許審判官の確保および維持が追加された。
- 2023年1月1日以降にサテライトオフィスを開設する場合は、退役軍人向けのサービスを提供している病院や教育機関、個人発明家、中小企業や低所得者層などの特許出願が少ないグループとの地理的な近接性を考慮することが規定された。
- 法律の成立から3年以内に米国南東部にサテライトオフィスを開設することが規定された。また、その他の地域における開設の必要性についてUSPTOによる調査を実施することが規定された。

② コミュニティアウトリーチオフィスの開設について

法律の成立から5年以内に、サテライトオフィスとは別に全米で4つ以上のコミュニティアウトリーチオフィスを開設することが規定された。オフィスの役割は、地域社会の教育機関や企業と連携し、知財教育を提供することや起業のメリットを広報することなどであると規定された。

③ プロボノプログラム（無料支援プログラム）に関する調査について

法律の成立から1年以内に、現在提供されているプログラムへの参加者数、プログラムの質、認知度などについてUSPTOによる調査を実施するこ

¹ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/2617>

<https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf>（特許法等関連は1060頁以降）

² AIAによって導入されたUSPTOの地方支部で、現在はテキサス州ダラス、コロラド州デンバー、ミシガン州デトロイト、カリフォルニア州サンノゼの4か所に設置されている。

とが規定された。また、調査結果を踏まえてプログラムを適切な内容に更新していくことが規定された。

- ④ 初回の特許出願時の出願前評価プログラムの試行について
法律の成立から1年以内に、初回の特許出願時に特許出願を予定している内容について、出願前に特許性を評価する試行プログラムを開始することが規定された。本評価はUSPTOからの公式な見解としては扱われないとしている。
- ⑤ 小規模事業体及び極小規模事業体向けの手数料の減免について
- 出願、審査や権利維持のための手数料について、小規模事業体（small entity）向けの減免率が現在の50%から75%に拡大され、極小規模事業体（micro entity）の減免率が75%から80%に拡大された。
 - 事業規模の証明を虚偽で行ったと判明した場合には、事業者が減免を受けた金額の3倍以上の罰金が課されることが規定された。

これらの法改正について、USPTOのVidal長官は「この法案はイノベーションエコシステムへの参加率が低かった人々を支援するUSPTOの活動を補完するものである。料金の引き下げやアウトリーチ活動の強化などにより、参加する人々の障壁を大幅に引き下げ、2023年に大きな前進を遂げることができる」と発言している。

（以上）